

広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの 事業の届出及び公表事業実施要綱

第1 目的

本事業は、広島県における指定通所介護事業所等で宿泊サービスを提供する事業者には、通所介護事業所等の指定権者に対し事業の届出を求め、その情報を公表することにより、事業者の実態把握及び利用者等の選択に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 この要綱において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供することをいう。
 - ア 当該指定通所介護事業所等の営業時間外に、当該指定通所介護事業所等の設備の一部を使用する場合
 - イ 次の区画を使用する場合
 - (ア) 当該指定通所介護事業所等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画として認められていない部屋等をいう。以下同じ）
 - (イ) 当該指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等
- 2 この要綱において、「事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- 3 この要綱において、「事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。
- 4 この要綱において、「指定権者」とは、指定通所介護事業所等を指定した者をいう。

第3 実施主体

指定権者

第4 事業内容

- 1 宿泊サービスを提供する事業者の届出
事業者は、第5に規定する事項について指定権者に届出を行う。
- 2 届出情報の公表

指定権者は、届出された内容について、別に定める日から公表する。

第5 事業者が行う届出

1 開始届

(1) 第2の1アに該当する事業所を実施する事業者は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年県条例第68号)第82条第4項、第96条第4項に基づき、届出を行う。

また、公表されることに同意するときは、別に定める開始届にその旨を記載するものとする。(※)

(2)(1)に該当する事業所以外の事業所を実施する事業者は、第7の別に定める事項について公表されることに同意するときは、別に定める開始届により、事業を開始するまでに指定権者に届出を行うものとする。

(※) (1)の公表については、県が独自に行うものであり、法第115条の35第2項に基づいて行うものとは異なる。

2 変更届

事業者は、開始届の内容に変更があった場合は、別に定める変更届により、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届出を行うものとする。

3 休止・廃止届

事業者は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別に定める休止・廃止届により、その休止又は廃止の日の一月前までに指定権者に届出を行うものとする。

第6 遵守事項

第4の1により届出を行った事業者は、当該宿泊サービスの提供に当たり、広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針を遵守すること。

第7 届出内容の公表

届出が受付された事業所の届出内容のうち、別に定める事項をホームページ等で公表する。また、届出内容が事実と異なる場合は、異なる部分について公表を取止め、事業者に対して指定権者に変更届を提出させるものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 事業者が、平成26年7月31日までに宿泊サービスを開始している時は、速やかに別に定める開始届により、指定権者に届出を行う。

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。